

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平川市長 長尾 忠行

市町村名 (市町村コード)	平川市 (22101)
地域名 (地域内農業集落名)	平賀⑤ (沖館、向野、新館、藤野)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回) 令和6年2月6日 (第2回) 令和6年7月25日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・りんごが高値を維持しているため、地域で必要とする担い手数を確保できている。
- ・山手は傾斜地が多く作業効率が悪いいため、平場への移行を希望している農家が多い。
- ・水稻は後継者を確保している農業者が規模拡大を図っている一方で生産組合が受託する面積は縮小傾向である。
- ・他地域から参入する農業者は少ないため、地元で農地を担っていく人材を確保する必要がある。
- ・水路の状態が悪い箇所があり、農地の集約に支障をきたしている。
- ・市や農業委員会に指導された時以外は草刈りをしない者がいるため、放任園の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻は地区内外の大規模農家に集積する。また、作業効率を重視し条件のいい農地を優先的に引き受け、集約化を進める。

りんごは傾斜地から平場に移行し、労働負担を軽減させるとともに高密度植栽培等により生産性を高め所得向上を図る。傾斜地は現役世代の離農後は保全エリアとし、地域農業をコンパクト化させることにより放任園の発生を防ぐ。

また、水稻から高収益作物への転換を進め所得向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	333 ha
------------	--------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、作業効率の悪い傾斜地は管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<p>【水稲】 目標地図の実現を目指し計画的に農地集積を進めている地域内外の大規模農家を中心に農地の集積・集約を図る。</p> <p>【りんご】 目標地図の実現を目指し地域の大規模農家を中心となり平場の田を転換する。 ※ 集積ではなく山手から平場に移行する。</p>
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員等が中心となり中間管理機構の活用を推進し集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者・後継者の確保に苦勞しているが、次世代の農業者を育成し、農業の技術・産地を維持することを目標とする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】 鳥獣被害のある農地から、条件の良い平場の農地に移行する。</p>
